

堺市公報 第304号	令和6年3月15日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	10
<公告>	
○堺市立のびやか健康館の開館時間等について 【環境局環境事業部環境事業管理課】	15
○堺市立のびやか健康館の利用料金について 【環境局環境事業部環境事業管理課】	16
<上下水道局告示>	
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について 【上下水道局下水道管路部下水道管理課】	19
<人事委員会規則>	
○堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【人事委員会事務局】	20
<議会規則>	
○堺市議会会議規則の一部を改正する規則 【議会事務局調査法制課】	21
○堺市議会公印規則の一部を改正する規則 【議会事務局調査法制課】	23
○堺市議会傍聴規則の一部を改正する規則 【議会事務局調査法制課】	25
○堺市議会図書室規則の一部を改正する規則 【議会事務局調査法制課】	25
○堺市議会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則 【議会事務局調査法制課】	26

○堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則

【議会事務局調査法制課】…………… 26

告 示

堺市告示第93号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年3月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 クボタ

大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

代表取締役 北尾 裕一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社 クボタ 堺臨海工場

堺市西区築港新町3丁8番

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第63号ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 6基 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日又は使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和6年3月15日から同年4月5日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	63-ホ 廃ガス洗浄施設 (塗装ブース-15)				63-ホ 廃ガス洗浄施設 (塗装ブース-16)	
能力	処理台数:1383台/日				処理台数:1383台/日	
工事着手予定年月日	許可後				許可後	
工事完成予定年月日	許可後				許可後	
使用開始予定年月日	許可後				許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日				8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日	
使用時間の季節的変動	なし				なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.5	7.5	7.5	7.5
	BOD	mg/l	16000	16000	16000	16000
	COD	mg/l	63000	63000	63000	63000
	SS	mg/l	130	130	130	130
	油分	mg/l	200	200	200	200
	窒素	mg/l	2200	2200	2200	2200
燐	mg/l	3	3	3	3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	0.1		0.1		0.1	

種類	63-ホ 廃ガス洗浄施設 (塗装ブース-17)				63-ホ 廃ガス洗浄施設 (塗装ブース-18)	
能力	処理台数:1383台/日				処理台数:1383台/日	
工事着手予定年月日	許可後				許可後	
工事完成予定年月日	許可後				許可後	
使用開始予定年月日	許可後				許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日				8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日	
使用時間の季節的変動	なし				なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.5	7.5	7.5	7.5
	BOD	mg/l	16000	16000	16000	16000
	COD	mg/l	63000	63000	63000	63000
	SS	mg/l	130	130	130	130
	油分	mg/l	200	200	200	200
	窒素	mg/l	2200	2200	2200	2200
燐	mg/l	3	3	3	3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	0.1		0.1		0.1	

種類	63-ホ 廃ガス洗浄施設 (塗装ブース-19)		63-ホ 廃ガス洗浄施設 (塗装ブース-20)			
能力	処理台数:1383台/日		処理台数:1383台/日			
工事着手予定年月日	許可後		許可後			
工事完成予定年月日	許可後		許可後			
使用開始予定年月日	許可後		許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日		8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日			
使用時間の季節的変動	なし		なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.5	7.5	7.5	7.5
	BOD	mg/l	16000	16000	16000	16000
	COD	mg/l	63000	63000	63000	63000
	SS	mg/l	130	130	130	130
	油分	mg/l	200	200	200	200
	窒素	mg/l	2200	2200	2200	2200
燐	mg/l	3	3	3	3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量	0.1		0.1		0.1	

種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (化成-2)			
能力	処理台数:1383台/日			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	許可後			
使用開始予定年月日	許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時30分、20時～6時30分 21時間/日			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7.5	7.5
	BOD	mg/l	16000	16000
	COD	mg/l	63000	63000
	SS	mg/l	130	130
	油分	mg/l	200	200
	窒素	mg/l	2200	2200
	燐	mg/l	3	3
	ふっ素	mg/l	7	7
硝酸化合物	mg/l	0.3	0.3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量	0.1		0.1	

別表2

種類	浄化槽-1		浄化槽-2		
	使用開始年月日	平成4年11月1日	令和3年2月19日		
構造	鉄筋コンクリート造		RC造+FRP製		
能力	110m ³ /日		110m ³ /日		
汚水等の処理の方法	膜分離活性汚泥処理		膜分離活性汚泥処理		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間		24時間		
使用時間の季節的変動	なし		なし		
区分	単位	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	680	8	300	10
	COD	200	15	150	7
	SS	250	5	250	10
	油分	73	3	30	3
	窒素	71	35	100	10
	燐	8	3	8	1
大腸菌	個/ml	<3000	0	<3000	<3000
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	80	80	80	90

種類	M7工程排水処理					
使用開始予定年月日	許可後					
構造	RC造+FRP製					
能力	35m ³ /日					
汚水等の処理の方法	凝集沈殿・活性汚泥・砂濾過・活性炭吸着方式					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	—	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	mg/l	30	11	30	11
	COD	mg/l	206	19	206	19
	SS	mg/l	20	9	20	9
	油分	mg/l	59	3	59	3
	窒素	mg/l	86	25	86	25
	燐	mg/l	2	2	2	2
	ふっ素	mg/l	21.8	12	21.8	12
	アンモニア性窒素	mg/l	9.7	2	9.7	2
	硝酸性窒素	mg/l	76.3	23	76.3	23
	使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	30	30	35	35

別表3

排水口名		No.1	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大
	pH	—	5.8~8.6
	BOD	mg/l	9.0
	COD	mg/l	12.5
	SS	mg/l	7.5
	油分	mg/l	3.0
	窒素	mg/l	25.0
	磷	mg/l	2.0
	大腸菌	個/ml	<3000
	ふっ素	mg/l	0.34
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	mg/l	26.0
	26.0	100.0	
排水水の量	m ³ /日	190	220



堺市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和6年3月15日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
榎元町1号線	堺区榎元町1丁29番2地先	旧	3.00	7.89	(エ043) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区榎元町1丁29番2地先	新	3.85	7.89	
錦綾1号線	堺区錦綾町1丁9番30地先	旧	2.68 2.76	4.47	(キ105) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区錦綾町1丁9番30地先	新	3.34 3.38		
五月5号線	堺区五月町60番5地先	旧	3.23 3.65	24.10	(サ030) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区五月町60番5地先	新	3.62 3.83		
新在家町東3号線	堺区新在家町東4丁45番13地先	旧	4.00	58.01	(シ348) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区新在家町東4丁45番13地先	新	4.35	58.01	
柳之町西3号線	堺区柳之町西2丁44番1地先	旧	3.92	6.47	(ヤ003) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区柳之町西2丁44番1地先	新	3.96	6.47	
土師9号線	中区土師町2丁1060番6地先	旧	2.94 4.73	33.59	(ハ032) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土師町2丁1060番4地先	新	3.82 5.71		
土師16号線	中区土師町2丁1060番4地先	旧	2.79 3.35	7.36	(ハ039) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土師町2丁1060番4地先	新	3.40 3.68		
福田14号線	中区福田29番1地先	旧	3.49 3.50	13.37	(7030) 開発に伴う寄付 関係分
	中区福田29番3地先	新	3.75 3.75		
深井中33号線	中区深井中町327番60地先	旧	6.58	32.34	(7154) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町327番56地先	新	6.64	32.34	
深井中33号線	中区深井中町327番51地先	旧	6.59	21.26	(7154) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町327番49地先	新	6.65	21.26	
深井中33号線	中区深井中町493番72地先	旧	6.79	2.48	(7154) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町493番72地先	新	6.79	2.48	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
深井中33号線	中区深井中町493番81地先	旧	6.87	2.48	(7154) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町493番81地先	新	6.87	2.48	
深井中34号線	中区深井中町327番63地先	旧	6.26 6.63	59.08	(7155) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町327番72地先	新	6.48 6.63	59.08	
深井中34号線	中区深井中町493番82地先	旧	6.69	2.48	(7155) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町493番82地先	新	6.69	2.48	
深井中34号線	中区深井中町493番75地先	旧	6.62 6.71	26.69	(7155) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町493番76地先	新	6.66 6.71	26.69	
深井中46号線	中区深井中町327番49地先	旧	6.58 6.67	35.15	(7167) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町327番72地先	新	6.64 6.69	35.15	
深井中46号線	中区深井中町493番72地先	旧	6.58 6.67	39.66	(7167) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町493番75地先	新	6.64 6.69	39.66	
深井中47号線	中区深井中町493番81地先	旧	6.47 6.54	48.92	(7168) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町493番76地先	新	6.59 6.62	48.92	
丈六1号線	東区丈六253番7地先	旧	3.64 3.95	17.00	(7117) 開発に伴う寄付 関係分
	東区丈六253番8地先	新	3.82 4.13	17.00	
西野21号線	東区西野356番21地先	旧	2.93 3.01	11.80	(7052) 開発に伴う寄付 関係分
	東区西野356番22地先	新	3.47 3.51	11.80	
上野芝向ヶ丘15号線	西区上野芝向ヶ丘町3丁1230番7地先	旧	3.58 3.68	23.11	(7069) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町3丁1230番7地先	新	3.79 3.84	23.11	
浜寺石津船尾1号線	西区浜寺石津町東5丁403番48地先	旧	3.26	12.23	(7050) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町東5丁403番52地先	新	3.63	12.23	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺船尾鳳1号線	西区鳳北町8丁449番2地先	旧	6.05	2.00	(ハ052) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳北町8丁449番2地先	新	6.05	2.00	
浜寺石津中28号線	西区浜寺石津町中3丁313番17地先	旧	2.24 2.48	15.88	(ハ085) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中3丁313番17地先	新	3.12 3.24	15.88	
奥本1号線	北区奥本町2丁148番1地先	旧	2.38 2.41	4.68	(ホ079) 開発に伴う寄付 関係分
	北区奥本町2丁148番1地先	新	3.19 3.21	4.68	
大豆塚6号線	北区大豆塚町1丁84番1地先	旧	3.46 3.60	10.91	(ニ031) 開発に伴う寄付 関係分
	北区大豆塚町1丁84番2地先	新	3.73 3.80	10.91	
百舌鳥赤畑24号線	北区百舌鳥赤畑町3丁159番5地先	旧	4.91	8.33	(ニ050) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁159番5地先	新	6.00	8.33	
百舌鳥赤畑33号線	北区百舌鳥赤畑町5丁385番12地先	旧	3.79 4.60	14.63	(ニ059) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町5丁385番1地先	新	4.88 5.69	14.63	
百舌鳥梅12号線	北区百舌鳥梅町1丁257番1地先	旧	3.59 3.80	6.26	(ニ075) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥梅町1丁257番1地先	新	4.14 4.25	6.26	
小寺6号線	美原区小寺832番2地先	旧	1.84 2.67	23.45	(ニ160) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区小寺832番3地先	新	2.92 3.33	23.45	
小寺8号線	美原区小寺832番3地先	旧	2.98 3.08	10.94	(ニ162) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区小寺832番3地先	新	3.49 3.56	10.94	
堀上八田北1号線	中区八田北町459番1地先	旧	3.92 4.91	6.13	(ニ015) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区八田北町459番1地先	新	4.37 5.45	6.13	
百舌鳥梅北19号線	北区百舌鳥梅北町3丁113番1地先	旧	3.81 3.86	18.21	(ニ128) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥梅北町3丁113番1地先	新	4.26 4.28	18.21	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
百舌島梅北20号線	北区百舌島梅北町3丁目1番3地先	旧	3.85	18.16	(〒129) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
			3.87		
	北区百舌島梅北町3丁目1番2地先	新	4.28	18.16	
			4.29		

公 告

堺市公告第185号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の開館時間等を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月15日

堺市長 永 藤 英 機

1 開館時間

曜日等	時間
平日	10時から23時まで
土曜日	10時から23時まで
日曜日・祝日	10時から21時まで

※1 ただし、指定管理者が主催する自主事業による教室等又は地域貢献事業による施設の開館時間についてはこの限りでない。

※2 状況により開館時間の変更の可能性がある。

2 休館日

- (1) 水曜日
- (2) 年末年始（12月31日、1月1日～1月3日）
- (3) クリーンセンター東工場電気設備点検日（基本：11月1週目の日曜日）
- (4) その他特別休館日（施設点検などの実施日）

3 利用時間

利用施設	曜日等	利用時間
フィットネスルーム及びプール	平日	10時から22時30分まで
	土曜日	10時から20時30分まで

	日曜日・祝日	10時から18時30分まで
浴場	平日	10時から23時まで
	土曜日	10時から21時まで
	日曜日・祝日	10時から19時まで
屋内フリーコート	平日	10時30分から22時45分まで
	土曜日	10時30分から22時45分まで
	日曜日・祝日	10時30分から20時45分まで
グラウンド	全日	10時から19時まで
バーベキュー施設	全日	11時から17時まで
研修室	平日	10時30分から23時まで
	土曜日	10時30分から21時まで
	日曜日・祝日	10時30分から19時まで

※ ただし、指定管理者が主催する自主事業による教室等又は地域貢献事業による施設の利用時間についてはこの限りでない。

堺市公告第186号

堺市立のびやか健康館条例(平成30年条例第53号)第23条第2項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月15日

堺市長 永藤英機

1 専用利用料 (一時利用)

区分		単位		金額
屋内フリーコート	テニスコート	平日	1面1時間	4,180円

			2面1時間	6,780円	
			3面1時間	9,380円	
			1面につき・1時間以後(30分毎)	1,300円	
		土日祝		1面1時間	5,230円
				2面1時間	7,830円
				3面1時間	10,430円
				1面につき・1時間以後(30分毎)	1,300円
		フットサルコート	全日	1面1時間	7,920円
1面1時間(最終コマ)	6,820円				
グラウンド	全面	10時～17時	1時間	1,530円	
		17時～19時	1時間	2,160円	
	テニスコート利用(1/3面)	10時～17時	1時間	510円	
		17時～19時	1時間	720円	
研修室		1部屋	1時間	1,010円	
バーベキュー施設		1炉	1時間	510円	

2 共用使用料(一時利用)

区分		金額
浴場	大人(中学生以上)	620円
	大人(高齢者・障害者)	510円
	小人(小学生以下)	300円
	小人(障害者)	200円
浴場及びプール	大人(中学生以上)	1,250円
	大人(高齢者・障害者)	1,030円

	小人（小学生以下）	620円
	小人（障害者）	510円
フィットネスルーム、浴場及びプール	大人（16歳以上）	2,300円
	大人（高齢者・障害者）	1,880円

※1 「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

※2 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。

※3 身体障害者手帳等（旅客運賃減額欄に第一種の記載があるもの）、療育手帳（旅客運賃減額欄に第一種の記載があるもの）又は精神障害者保健福祉手帳（障害等級欄に第一級の記載があるもの）の交付を受けている者で介護が必要である場合は、その介護者（1名のみ）の利用料金は、障害者の利用料金と同額とする。

3 共用使用料（月会費）

区分		金額
フィットネスルーム、浴場及びプール	フルタイム	8,800円
	デイトタイム	6,600円
	ナイトタイム	6,600円
	ホリデイ	6,600円
	スーパーナイト	4,700円
浴場及びプール		6,280円

※1 「デイトタイム」の利用時間は平日10時から18時まで

※2 「ナイトタイム」の利用時間は平日19時から23時まで

※3 「ホリデイ」の利用時間は土曜日の10時から21時まで並びに日曜日及び祝日の10時から19時まで

※4 「スーパーナイト」の利用時間は平日20時半から23時まで

4 駐車場

区分		単位	金額
駐車場	1台	最初の1時間	400円
		以後1時間毎	100円

※1 30分未満は無料。健康館を利用した場合は、最初の3時間まで100円。以後1時間毎に100円。

※2 障害者は、健康館を利用する日の駐車場の利用料金は無料とする。

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第1号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和6年3月15日から令和6年3月29日までの間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課情報係において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 令和6年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 堺区 築港八幡町の一部区域

イ 中区 陶器北、深阪5丁、上之、辻之、平井及び伏尾の各一部区域

西 区 山田3丁、草部及び菱木4丁の各一部区域

南 区 高尾1丁、大庭寺、豊田、檜尾、榎、片蔵、美木多上、逆瀬川、畑及び原山台3丁の各一部区域

ウ 東 区 丈六及び草尾の各一部区域

北 区 中村町の一部区域

美原区 今井、太井、大保、黒山、多治井、小平尾、北余部、阿弥、平尾及び菅生の各一部区域

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道管路部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 令和6年3月31日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1

名称 三宝水再生センター

イ 前記1(2)イの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号

名称 泉北水再生センター

ウ 前記1(2)ウの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1

名称 今池水みらいセンター

人事委員会規則

堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第1号

堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市職員の分限に関する条例施行規則（平成18年人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該書面が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第28条第2項第1号の規定による休職の処分に係るものである場合は、この限りでない。

第3条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第3項ただし書の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の第2条及び第3条の規定は、この規則の施行の日以後にされる処分に係る書面又は説明書について適用し、同日前にされた処分に係る書面又は説明書については、なお従前の例による。

議会規則

堺市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第2号

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第126条）」を「（第125条の2－第126条）」に改める。

第77条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第83条（簡易表決）ただし書の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。
- 4 前項の規定により表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

第79条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要であると認めるときは、電子採決システムで表決を採ることができる。
- 3 前項の規定による記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

第81条中「投票」を「第79条第1項に規定する記名投票又は前条第1項に規定する

無記名投票」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第79条第2項に規定する記名投票を行う場合には、第24条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票の終了）及び第29条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

第121条中「、印刷して」を削る。

第125条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第125条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（日程の作成及び配布）第1項、第36条（委員長及び少数意見の報告）第3項、第86条（請願書写の作成及び配布）第1項及び第121条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。
- （電磁的記録による作成等）
- 第125条の3 この規則の規定（第25条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第81条（選挙規定の準用）第1項において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市議会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第3号

## 堺市議会公印規則の一部を改正する規則



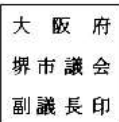
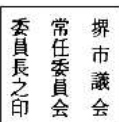
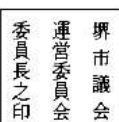
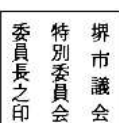
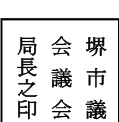
堺市議会公印規則（昭和31年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名称、ひな形、寸法、使用区分」を「名称、書体及び寸法、ひな形」に改める。

第3条中「総務課長」を「政策総務課長」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表（第2条関係）

| 名称         | 書体及び寸法(ミリメートル) | ひな形                                                                                  | 個数 |
|------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 堺市議会印      | てん書<br>方42     |    | 1  |
| 堺市議会議長印    | てん書<br>方24     |   | 1  |
| 堺市議会副議長印   | てん書<br>方20     |  | 1  |
| 堺市議会常任委員長印 | てん書<br>方24     |  | 1  |
| 堺市議会運営委員長印 | てん書<br>方24     |  | 1  |
| 堺市議会特別委員長印 | てん書<br>方24     |  | 1  |
| 堺市議会議会局長印  | てん書<br>方20     |  | 1  |

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



~~~~~

堺市議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第4号

堺市議会傍聴規則の一部を改正する規則

堺市議会傍聴規則（昭和54年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「議会事務局」を削る。

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市議会図書室規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第5号

堺市議会図書室規則の一部を改正する規則

堺市議会図書室規則（昭和54年議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「議会事務局」を「議会局」に改める。

第8条第2項中「終わったとき」を「終わったとき」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市議会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第6号

堺市議会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

堺市議会における堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年条例第40号）の施行については、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成20年規則第20号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則を公布する。

令和6年3月15日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第7号

堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

（報告等の閲覧）

第3条 条例第4条第2項の規定による報告等の閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日か

ら起算して14日を経過する日の翌日（その日が休日（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日）から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、議長が指定する場所においてすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所を告示するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

堺市議会議長 様

堺市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする 役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場 合はその旨）	前会計年度に支払を 受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

堺市議会議長 様

堺市議会議員

訂正届

堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由